平成２２年（フ）第３４０号
栃木県宇都宮市双葉２丁目９番35号　ニュー双葉マンション１号棟202号、前住所茨城県結城市大字結城12048番地32
債務者　小野寺　上
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４１号
栃木県日光市板橋987番地９
債務者　成年被後見人　関口　　實
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４２号
栃木県日光市板橋987番地９
債務者　関口　トミ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４３号
栃木県宇都宮市上戸祭町162番地９
債務者　大橋トシヱ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４４号
栃木県宇都宮市末広２丁目２番１号　関原市営住宅701号室
債務者　猪瀬　裕介
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４５号
栃木県宇都宮市上戸祭町670番地、前住所栃木県鹿沼市下武子町188番地48
債務者　板橋工業こと　板橋　弘之
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４６号
栃木県下野市石橋639番地15
債務者　山本　祐二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４７号
栃木県鹿沼市茂呂2503番地24　ハピネスコーポＡ101、前住所栃木県鹿沼市東町２丁目２番６号　コーポ幸102
債務者　倉岡　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４８号
栃木県宇都宮市駒生町1404番地
債務者　人見　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４９号
栃木県那須烏山市滝田788番地　青木アパート２号
債務者　雫　　敦子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市大曽４丁目12番６号　ニワヤマコーポ103号室
債務者　佐藤　朋行
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５６号
栃木県宇都宮市緑４丁目８番10号
債務者　君嶋　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６１号
栃木県大田原市山の手２丁目19番26号
債務者　吉田　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３３１号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目30番17号
債務者　井澤　光秋
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2095番地プロムナードＩ101号室
債務者　尾崎　奈美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６４５号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅11―405
債務者　小菅　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部